【要介護認定更新申請の臨時的な取扱いについて】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、また重症化しやすい方との接触を控えるため、以下のように取扱いします。

なお、この取扱いについては、状況に応じて変更する場合がございますのでご了承下さい。

更新申請を行った方について、現在の要支援・要介護認定を１２ヶ月延長が可能です。被保険者証は従来の期間が満了する前にお手元に郵送いたします。

更新申請の手続きを行った方が対象となりますので、申請書の提出が必要となります。ですが、窓口での接触をできるだけ避けるため、郵送にて手続きを受付けします。

『更新のお知らせ』に同封されている「調査希望・期間延長希望」※１）の**いずれかを選択し、記入した上で申請書と一緒に窓口か郵送にて申請下さい。**※１）色紙です

被保険者の状態の変化等によって、前回の認定調査時より介護の手間が軽減又は増加している場合はご相談下さい。

お問い合わせ：宜野湾市介護長寿課　（098）893-4411